



令和7年3月28日
物流・自動車局
技術・環境政策課

保安基準に適合したペダル付き電動バイクを購入・使用しましょう！

～インターネット等において販売されている車両に気を付けましょう～

近年、外観上は電動アシスト自転車と似ているものの、アシスト力が強いものやペダルを漕がなくても走行できるペダル付き電動バイク（※その多くは第一種原動機付自転車に分類される）が流通しています。

国土交通省では、インターネット等で流通している20車種について市場調査を実施し、このうち保安基準不適合のおそれのある4車種の現車確認を行った結果、全車種で保安基準不適合が確認されました。

インターネット等でペダル付き電動バイク等を購入し、公道で使用する際は、保安基準に適合したものを選んでいただきますようお願いいたします。

1. ペダル付き電動バイクの市場サーベイランス（第一弾）の結果

保安基準不適合が確認された4車種については、車種名・外観等を国土交通省ホームページで公表するとともに、当該車両の製造・販売事業者に対して、車両の改良、既に販売した車両の不適合箇所の改修等の指導をしました※1。

更に、オンラインマーケットプレイス、警察庁、消費者庁及び経済産業省に対して情報提供を行っております。

国土交通省では、引き続き市場調査を行い、不適合品の流通防止を図ってまいります。

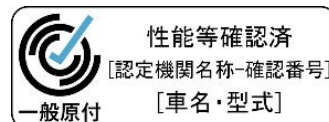
※1 現在、この4車種は、新車販売を中止しています。

2. ペダル付き電動バイクを購入・使用される皆様へ

インターネット等でペダル付き電動バイクを購入する際は、保安基準不適合品にご注意ください。市場サーベイランスに関する詳細及び不適合品の情報提供窓口は、以下のページをご覧ください。

また、消費者が安全なペダル付き電動バイクを選択・利用できるよう、令和7年4月から、保安基準適合性等を確認し車両に表示する制度（性能等確認制度）を開始します。今後、性能等確認済のペダル付き電動バイクには表示（シール※2）が貼付されるほか、確認済車種一覧を以下のページで公表いたします。

加えて、ペダル付き電動バイクを公道で走行する場合、自動車損害賠償責任保険・共済（以下「自賠責保険」という）の加入が義務づけられています。国土交通省では、自賠責保険の加入義務などに関する啓発動画を以下のページで掲載しています。



※2 性能等確認済の表示

3. ペダル付き電動バイクの製造・販売事業者の皆様へ

2. の性能等確認は、令和7年4月から申請が可能となります。詳細は、以下のページをご覧ください。

■ 国土交通省ホームページ

ペダル付き電動バイクの安全対策：https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000092.html

自賠責保険の加入義務などに関する啓発動画：<https://youtu.be/Lwcu06Z3juU>

<問い合わせ先>

物流・自動車局 技術・環境政策課 島、柳原

電話 03-5253-8111（内線 42254）、03-5253-8591（直通）